

ホームページにも掲載しています

# 私たちの 企業年金基金 だより

日生協企業年金基金



2024  
第39号



世界遺産 古都ビガン(フィリピン)

16世紀のスペイン統治時代につくられた街。1階は石造り、2階は木造という、スペインやフィリピン、そして交易が盛んだった中国の建築様式を融合させた住宅が、第二次世界大戦の戦火を免れて多く残る。石畳が特徴のクリノロコ通りでは現在も馬車が行き来している。

2023年度



# 年金経理決算のご報告

2023年度の資産運用は、修正総合利回り6.61%と予定利率をはるかに上回るプラス実績を確保しました。

これにより当年度の収入は掛金等収入49億円と運用収益67億円を合わせた約115億円となり、総資産は約1,080億円となりました。

この積立状況に基づいて財政検証を行った結果、どちらの検証でも基準値を上回り、基金財政の健全性が保たれていることを確認しました。

## 2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)の収支状況は



## 2023年度末(2024年3月31日現在)の年金資産の積立状況は



※2020年度決算より、法律改正に基づく新しい財政運営基準を反映した決算報告となっています。将来の給付支払いへの備えを「責任準備金」として積み立てていますが、それに加えて、災害やパンデミック・金融危機等の影響による財政悪化に備えて一定額までさらに積み立てることが可能となっています。(一定額を超えると、その額が剰余金となります。)決算上は剰余金も不足金も発生していませんが、当年度も準備金が確保され基金財政が安定したものとなっていることには変わりありません。ご安心ください。

## 理事会・代議員会報告

2024年7月18日に第60回理事会・第37回代議員会を開催し、すべての議事について、承認をいただきました。

代議員会の議事事項は以下のとおりです。

### 議案第1号 規程変更の件

- ・財務及び会計規程の変更(出納責任者を規定)

### 議案第2号 2023年度決算及び監事監査報告の件

- ・決算の内容はP2を参照

### 議案第3号 2024年度年金経理予算決定の件

### 報告第1号 代議員・理事の交代報告

### 報告第2号 2023年度資産運用報告

### 報告第3号 規約変更に関する理事長専決処分事項の報告

- ・実施事業所の削除、労働協約等の変更に伴う規定内容の変更

### 報告第4号 資産運用に関する理事長専決処分事項の報告(規約第83条第4項)

### 報告第5号 その他報告

- ・監査法人の報酬改定、給付未請求の状況、資産運用委員会報告、せいきょうDC現況報告

※資産運用関係の詳細はP4~5を参照

安心できる年金給付のために

## 2つの検証で 積立状況をチェック



皆さんの将来の年金給付を確かなものとするために、基金では毎年度、保有する資産について「継続基準」と「非継続基準」という2つの基準で積立状況をチェックしています。「継続基準」による検証では、基金が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金が確保されているかどうかを検証し、「非継続基準」による検証では、制度が当年度末時点で終了すると仮定した場合に年金給付に見合う積立金があるかどうかを検証します。

区分	当基金の積立水準		基準値	
継続基準	純資産額	106,145百万円	= 1.12	1.00以上
	責任準備金	93,988百万円		
非継続基準	純資産額	106,145百万円	= 1.25	1.00以上
	最低積立基準額	84,870百万円		

## 2023年度掛金納入状況をお知らせします

(金額：円)

	第1制度			第2制度		
	調定額	収納額	収納未済額	調定額	収納額	収納未済額
標準掛金	2,293,604,664	2,293,598,328	6,336	2,590,055,000	2,590,055,000	0
特別掛金	0	0	0	0	0	0
事務費掛金	229,345,357	229,344,724	633	67,656,960	67,656,960	0
合計	2,522,950,021	2,522,943,052	6,969	2,657,711,960	2,657,711,960	0

- ・2023年度の掛金について、存続事業所からは全額納入いただいております。
- ・第1制度の収納未済額は2事業所分です。
- ・掛金は、事業所から提出された加入者に関する届書に基づいて計算し、毎月の掛金は、翌月の末日までに事業主負担で納入いただいております。
- ・毎月の掛金について
  - 第1制度：標準掛金は標準給与の1.2%です。事務費掛金は標準給与の0.12%です。
  - 第2制度：標準掛金は各事業所が任意に設定しています。事務費掛金は1人一律360円です。

2023年度は、前年度に引き続き欧米を中心としたインフレやその対応として諸外国中央銀行による金融引き締めから金利は上昇（債券価格下落）し、景気の後退局面への懸念から不透明感の高い運用環境が続きました。

2024年に入ると利下げ観測の高まりや米国の底堅い経済指標等により、株価は日本をはじめ大幅に上昇しました。

基金の運用実績としては、株式市場全体が上昇する中で基金の保有する世界株式についても堅調に推移し、年間の目標（2%）を大きく上回るプラス実績となりました。（第1制度：6.67% / 第2制度：6.56%）

## 第1制度

[表1 基金の運用実績（修正総合利回り※1）推移]



[表2 運用機関の実績に基づく収益率（時間加重収益率※2）／時価総額・資産構成]

資 産	時間加重収益率※2（単位：％）			時価総額（百万円）と政策的資産構成割合（％）			
	実 績	ベンチマーク	超過収益	時価総額	構成比	政策的資産構成割合	乖離度
世界債券	▲ 0.63	▲ 1.99	1.36	15,472	32.43	35.00	▲ 2.57
インカム性資産	1.04	3.80	▲ 2.76	6,127	12.84	13.00	▲ 0.16
一般勘定	1.15	1.25	▲ 0.10	11,646	24.41	21.00	3.41
短期資産	0.00	0.00	0.00	2,874	6.02	3.00	3.02
世界株式	35.28	40.79	▲ 5.51	9,327	19.55	15.00	4.55
その他	7.50	2.50	5.00	2,261	4.74	13.00	▲ 8.26
計	6.76	5.83	0.93	47,707	100.00	100.00	0.00

※ 各金額、構成比については端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

注）修正総合利回り（※1）と時間加重収益率（※2）との違い

※1 掛金、給付といった資金の流入を含む基金の資産全体の運用実績を評価するのに使用される利回り。

※2 基金における資金の流入の影響を排除して計算した収益率で主に運用機関の運用能力を評価するのに使用される。

## [資産運用委員会での主な議事内容]

当基金では、効果的な年金運用を目指して外部の有識者を含む「資産運用委員会」を理事長の諮問機関として設置しています。

2024年7月までに実施した資産運用委員会の主な議事内容は次の通りです。本議案について、資産運用委員会での確認を受けて第60回理事会・第37回代議員会で提案し、承認頂きました。

### ■第69回資産運用委員会

開催日：2024年6月21日 [対面開催]

議案

#### [協議事項]

第1号 2023年度資産運用振り返りと2024年度投資行動計画

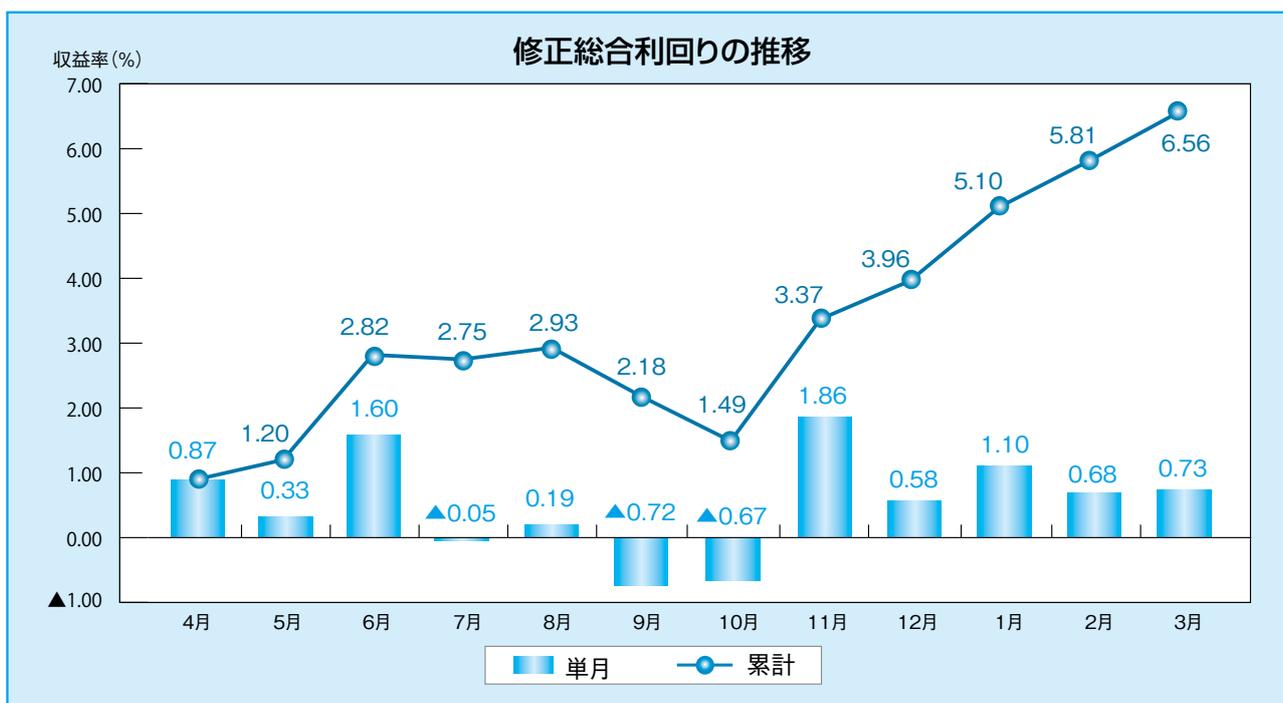
2023年度の資産運用実績報告ならびに、2024年度での取り組み及び課題について確認しました。

#### [報告事項]

資産運用に関する理事長専決処分事項の報告

## 第2制度

[表1 基金の運用実績(修正総合利回り※1)推移]



[表2 運用機関の実績に基づく収益率(時間加重収益率※2) / 時価総額・資産構成]

資 産	時間加重収益率※2 (単位: %)			時価総額(百万円)と政策的資産構成割合(%)			
	実 績	ベンチマーク	超過収益	時価総額	構成比	政策的資産構成割合	乖離度
世界債券	▲ 0.59	▲ 1.99	1.40	18,252	30.98	35.00	▲ 4.02
インカム性資産	0.22	3.80	▲ 3.58	7,488	12.71	13.00	▲ 0.29
一般勘定	1.20	1.25	▲ 0.05	14,724	25.00	21.00	4.00
短期資産	0.00	0.00	0.00	4,432	7.52	3.00	4.52
世界株式	35.15	40.79	▲ 5.64	11,297	19.18	15.00	4.18
そ の 他	7.58	2.50	5.08	2,713	4.61	13.00	▲ 8.39
計	6.66	5.83	0.83	58,907	100.00	100.00	0.00

※ 各金額、構成比については端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

# 基金の現況

2024年3月末

## 事業所数(件)

第1制度	389
第2制度	200

## 加入者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	26,192	23,054	49,246
第2制度	11,227	4,509	15,736

## 平均掛金月額(円)

	男子	女子	計
第1制度	4,326	3,322	3,856
第2制度	14,384	12,268	13,793

※第1制度は平均標準給与月額に1.2%を乗じて算出しています。

## 年金受給者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	1,448	1,447	2,895
第2制度	332	80	412

## 年金給付(件数：人、金額：千円)

		第1制度	第2制度
老齢給付金	件数	1,449	401
	金額	353,708	192,834
5年年金	件数	474	78
	金額	173,101	42,579
10年年金	件数	712	153
	金額	150,831	71,703
15年年金	件数		60
	金額		33,640
20年年金	件数	263	110
	金額	29,775	44,910
第一経過年金	件数	839	
	金額	11,803	
第二経過年金	件数	155	
	金額	29,797	
旧加算年金	件数	922	
	金額	95,917	
他制度から承継した年金	件数		11
	金額		8,365

## 一時金給付(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年3月]

		第1制度	第2制度
脱退一時金	件数	2,140	604
	金額	739,954	587,670
選択一時金	件数	690	362
	金額	1,370,110	2,439,916
遺族給付金	件数	38	18
	金額	51,081	103,399
第一経過一時金	件数	107	
	金額	7,645	
他制度から承継した一時金	件数		0
	金額		0

※基金からの一時金は、請求書等に不備が無ければ請求書等が基金に届いてから1ヵ月以内にお支払しています。

## 給付の繰下(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年3月]

		第1制度	第2制度
繰下	件数	47	15
	金額	70,898	42,453

## 他の年金制度への移換(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年3月]

		第1制度	第2制度
企業年金連合会	件数	68	22
	金額	28,640	30,955
確定給付企業年金	件数	0	0
	金額	0	0
厚生年金基金	件数	0	0
	金額	0	0
確定拠出年金(企業型)	件数	13	9
	金額	5,142	1,545
国民年金基金連合会(iDeCo)	件数	36	7
	金額	15,393	2,876

## 福祉給付(件数：人、金額：千円)

[自2023年4月 至2024年3月]

		件数	金額
死亡弔慰金	件数	28	
	金額		840

## 基金を脱退されたときは、忘れずに給付請求手続きをお願いします！

生協等を脱退された場合、加入期間3年以上(第2制度は1ヵ月以上)の方は、給付の支給対象となります。事業所もしくは基金からの案内に沿って必ず給付の請求手続きをお願いします。

給付に関する問い合わせ先：給付請求手続専用フリーダイヤル0120-604-608



# 2024年12月からiDeCoの掛金拠出限度額が変わります

2022年10月より企業型DC(確定拠出年金)加入者のiDeCo(個人型確定拠出年金)加入要件が緩和され、iDeCoに加入できる方が増えました。2024年12月からはiDeCoの掛金拠出限度額が見直されます。

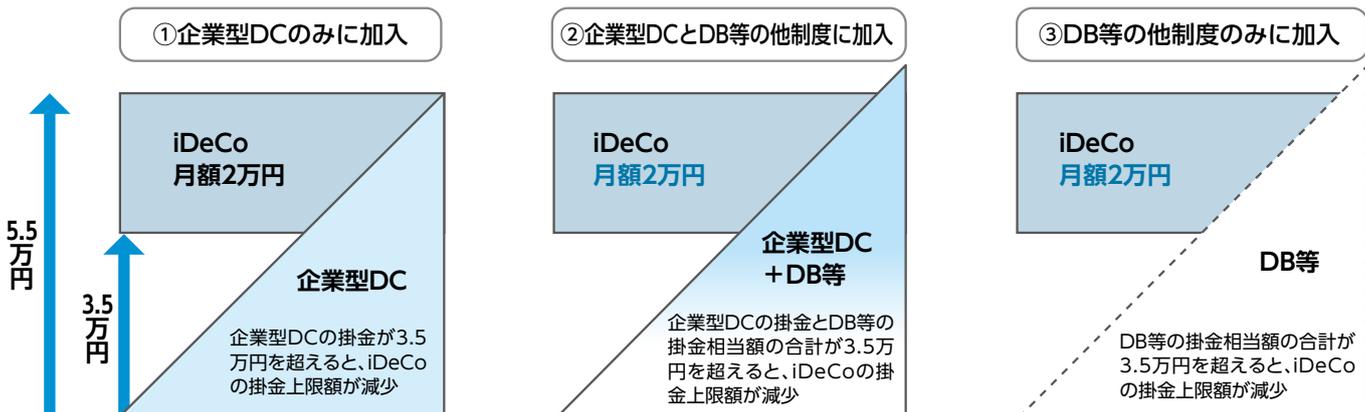
## 企業年金加入者のiDeCoの掛金月額の上限

iDeCoの掛金拠出限度額は、これまで企業型DCやDB(確定給付企業年金)等への加入実態によって異なっていました。2024年12月より一律で2万円となります。また、企業型DCの事業主掛金とDB等他制度の掛金相当額と合算して、月額5.5万円が上限となります。

### ■ iDeCoの拠出限度額(月額)の上限

	①企業型DCのみ加入	②企業型DCとDB等他制度に加入	③DB等他制度のみ加入
現行	2万円 (企業型DCとの合計が5.5万円)	1.2万円 (企業型DCとの合計が2.75万円)	1.2万円
2024年12月～	2万円(企業型DC、DB等他制度との合計が5.5万円)		

### ■ 2024年12月以降のiDeCo・企業型DC・DBの掛金月額のイメージ



## 2024年12月以降のiDeCoの掛金拠出限度額の計算例

企業型DCとDB等他制度に加入している場合の計算例は次のとおりです。

$$55,000円 - \text{企業型DCの事業主掛金額 } 30,000円 - \text{DB等の掛金相当額 } 7,000円 = \text{iDeCoの掛金拠出限度額}^* 18,000円$$

※上限が2万円のため、2万円以上の場合は2万円。

この改正により、企業型DCやDB等他制度に加入していて、事業主掛金の合計が3.5万円を超える場合は、iDeCoの掛金の上限額が下がります。また、iDeCoの掛金最低月額が5,000円のため、企業型DCとDB等他制度の事業主掛金の合計が5万円を超えると、掛金の拠出ができなくなります。

iDeCoへの加入、または掛金額の検討のため、加入者に対しては、DB等他制度掛金相当額が随時通知されます。日生協企業年金基金の他制度掛金相当額は8ページにてご確認ください。

### 企業年金プラットフォームへの「基礎年金番号」登録について

iDeCoの拠出限度額管理に必要な企業年金(企業型DCおよびDB等)の加入者情報を一元管理するために、企業年金連合会が整備を行うデータベースを「企業年金プラットフォーム」といいます。2024年12月より、個人の識別のために、すべての加入者について「基礎年金番号」の登録が必要となるため、「基礎年金番号」を含めた加入者情報を基金より提出します。

情報に不整合が生じた際は、iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会よりご本人へお知らせが送付される予定です。お知らせを受け取った場合は、勤務先へご相談ください。

# 日生協企業年金基金(DB)加入者の皆さまへ

## 2024年12月から法令が変わります



2024年12月以降、iDeCoの拠出限度額が変更され、55,000円からDB掛金相当額と企業型DC掛金額を差し引いた金額まで(上限2万円まで)拠出できるようになります。

※DB掛金相当額、企業型DC掛金額の水準により、iDeCo拠出額が減少・停止となる場合があります。

## 日生協企業年金基金のDB掛金相当額は以下のとおりとなります。

第1制度加入者	4,000円
第1、第2制度の両制度加入者	19,000円

### 当基金の制度のみ加入者がiDeCoに加入する(している)場合

第1制度加入者は、 $55,000円 - 4,000円 = 51,000円$

第1、第2制度の両制度加入者は、 $55,000円 - 19,000円 = 36,000円$

となるため、法定限度の20,000円がiDeCoの掛金限度額となります。

※基金のDB掛金相当額は5年に一度実施する基金財政再計算の際に算定し直すことになっています。今回ご案内する金額は2025年3月末までの適用となります。

2025年4月1日から適用される掛金相当額は、2025年2月の代議員会で決定した後に皆様にご案内いたします。

※なお、他のDB制度、企業型DC制度に加入している場合は、各々の掛金(相当)額を含めて計算する必要があります。詳しくは、所属している生協または制度を運営している信託銀行、生命保険会社等にお問い合わせをお願いします。



日生協企業年金基金の連絡先は、以下のとおりです。お電話のかけ間違い等のないように十分ご注意ください。

日生協企業年金基金

発行日 2024年8月30日



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階

☎03(3497)0881 FAX 03(3497)0882

給付請求手続専用フリーダイヤル0120-604-608(平日9:00~17:15)

<https://www.nisseikyokikin.jp/>

E-mail:coopkikin@work.odn.ne.jp